

制 度 名	中山間地域等直接支払交付金	主管課名	農村計画課 農村活性化 G		
		問合せ先	029-301-4264		
目的・趣旨	農業生産条件の不利な中山間地域において、農業生産活動をとおして耕作放棄の発生防止と多面的機能を確保・発揮するため交付金を支援する。				
<p>[対象団体] 中山間地域 9 市町（日立市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，常陸大宮市，桜川市，城里町，大子町），農業者の組織する団体等（集落等）</p> <p>[対象事業] 1 市町村推進事業 市町村が行う推進活動，確認事務等に要する経費に対する補助 2 中山間地域等直接支払交付金 急傾斜等条件不利な農地を対象に，集落協定または個別協定に基づき，5 年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して，交付金を直接支払う。</p> <p>[補助要件等] 山村振興法，過疎法，特定農山村法，棚田地域振興法に基づく指定地域並びに知事特認地域</p> <p>[対象経費] (対象事業 1) 対象事業の実施に要する経費 (対象事業 2) 下表の交付単価により，交付対象農用地面積に応じて交付</p> <p>[補助限度額等]</p>					
通常単価の 8 割水準	通常単価			加算措置	
集落協定等に基づき農業生産活動等を継続するための活動を 5 年以上継続して行う	同左の要件の他，集落全体の将来像，課題及び対策について，協定参加者で話し合いを行いながら作成する (10a 当たり交付金単価) 急傾斜田（勾配 1/20 以上）： 21 千円 急傾斜畑（傾斜 15 度以上）： 11.5 千円 緩傾斜田（勾配 1/100 以上）： 8 千円 小区画不整形田： 8 千円 緩傾斜畑（傾斜 8 度以上）： 3.5 千円 急傾斜採草放牧地： 1 千円			棚田地域振興活動加算，超急傾斜農地保全管理加算，集落協定広域化加算，集落機能強化加算，生産性向上加算 要件や地目に応じて 10a あたり，3,000 円～10,000 円を加算	
[経費負担割合]					
区 分		国	県	市町村	その他
1 市町村推進事業		1/2	—	1/2	—
2 直接支払交付金					
法指定地域		1/2	1/4	1/4	—
知事特認地域		1/3	1/3	1/3	—
[2 年度当初予算額]		[2 年度補助対象団体]			
63,334 千円		令和 2 年 8 月頃決定予定			
[備考]					